

たばこ対策の推進並びにたばこ産業との関係性に関する声明

喫煙は、がんや呼吸器疾患、循環器疾患、糖尿病、歯科疾患など、様々な疾病や健康障害の原因となっており、受動喫煙は、肺がんや呼吸器疾患、虚血性心疾患、乳幼児突然死症候群などの発症リスクを高めていることが明らかとなっています。2018年に厚生労働省研究班が公表した推計では、日本において、喫煙が原因となった患者数が年間79万人、受動喫煙が原因となった患者数が年間24万人とされており、喫煙により年間1兆1,669億円、受動喫煙により年間3,233億円の超過医療費が生じているとされています。

世界183カ国が締約し、日本も締約国である「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）」では、「たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが世界的規模で健康、社会、経済、及び環境に及ぼす破壊的な影響についての国際社会の懸念」を表明し、「たばこ製品の使用を奨励することを目的とするあらゆる形態の広告、販売促進及び後援の影響を深く憂慮」するとしています。この「たばこの広告及び販売促進」とは、「商業上行われるあらゆる形態による情報の伝達、奨励又は行動であって、直接又は間接に、たばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進することを目的とし又はたばこ製品の販売若しくはたばこの使用を促進する効果を有し若しくは有するおそれのあるものをいう」とされています。

日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会のがん関連の主要3学会や、日本循環器学会などでは「禁煙宣言」を制定しており、たばこ対策に関して様々な活動を行っています。このうち、日本癌学会の「禁煙宣言」では、「たばこ産業またはたばこ産業からの出資金や助成金、補助金などで運営される団体からの研究助成を受けない。たばこ産業からの資金提供を受けた研究は、日本癌学会の学術集会での発表および学会誌への投稿を認めない。たばこ産業の広告、後援等を受けず、関わりを持たない」と明記しています。海外においても、たばこ関連企業が出資する企業が開発した医薬品が、世界保健機関（WHO）から緊急承認を得られなかった事例があるなど、たばこ産業との関係性には厳しい対応がとられる場合があります。

全国がん患者団体連合会では、国のがん対策推進基本計画において一貫してたばこ対策の推進を求めてきた経緯があり、2018年7月に成立した健康増進法の改正に際しては、同年1月に日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会と連名で「受動喫煙防止対策を強化する健康増進法改正案に関する要望書」を厚生労働大臣に提出するとともに、同年6月の国会での健康増進法改正に関する審議では、厚生労働委員会に全国がん患者団体連合会より参考人として出席し、受動喫煙対策の推進を求める意見を陳述いたしました。

これらの状況を踏まえ、全国がん患者団体連合会では引き続き、国のがん対策において喫煙対策並びに受動喫煙対策の推進を求めるとともに、たばこ産業からの資金提供、広告、後援等を受けず、たばこ産業との関わりをもたないことをここに表明します。

関連資料

[たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）]

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_17.html

[日本癌学会禁煙宣言]

https://www.cancer.or.jp/modules/about/index.php?content_id=20

[日本癌治療学会禁煙宣言]

<https://www.jsco.or.jp/Portals/0/images/about/opinion/日本癌治療学会禁煙宣言.pdf>

[日本臨床腫瘍学会禁煙宣言]

<https://www.jsmo.or.jp/members/about/declaration/>

[日本循環器学会禁煙宣言]

<https://www.j-circ-kinen.jp/attempt/sengen/index.html>